

議題 4

議案第 29 号

令和 2 年 7 月 27 日提出

広島市教育振興基本計画の改定について

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「広島市教育振興基本計画」の計画期間（平成 22 年度から令和 2 年度）が満了したことから、次のように改定する。

第 6 次広島市基本計画の次の部分をもって「広島市教育振興基本計画」とする。

第 6 次広島市基本計画の教育に関連する分野

「第 4 章第 1 節第 3 項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進」のうち、社会教育に関する部分

「第 5 章第 3 節第 1 項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり」のうち、放課後児童対策、幼児教育及び教育委員会の所管に属する教育扶助に関する部分

「第 5 章第 3 節第 2 項 一人一人を大切にする教育の実現」のうち、大学に関する部分以外の部分

※ 第 6 次広島市基本計画については、別添のとおり。

計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）とする。

参考

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。